

二戸市公式ソーシャルメディアサービス運用手順

1 趣旨

本運用手順は、二戸市情報セキュリティポリシー(平成31年2月19日改定)に基づき、二戸市がソーシャルメディアサービスに開設したアカウント(以下、「公式アカウント」という。)を利用する場合の運用手順を定めるものとする。

2 運用するソーシャルメディアと公式アカウント

ソーシャルメディア	公式アカウント
Facebook	二戸市 (Ninohe City)
YouTube	二戸市 (ninohecity)

3 注意事項

- (1) 意図せずして自ら発信した事業により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応すること。
- (2) 自ら発信した情報に関して攻撃的な反応があった場合には、冷静に反応し無用な議論となることを避けること。
- (3) 不敬な言い方を含む情報を発信しないこと。
- (4) 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報を発信しないこと。
- (5) 違法行為または違法行為をおおる情報を発信しないこと。
- (6) 単なる噂や噂を助長させる情報を発信しないこと。
- (7) わいせつな内容を含む Web ページ等へのリンクを発信しないこと。
- (8) 当市あるいは当市と利害関係にある者または団体の秘密に関する情報を発信しないこと。
- (9) 当市及び他者の権利を侵害する情報を発信しないこと。
- (10) 当市のセキュリティを脅かす恐れのある情報を発信しないこと。

4 法令等遵守

- (1) 二戸市情報セキュリティポリシー(平成31年2月19日改定)に基づき、情報資産Ⅱ以上の情報を投稿してはならない。
- (2) 自らの職務に関わる情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程にある情報の取り扱いに十分留意すること。
- (3) 自らの職務にかかわらない情報を発信する場合においても、受信者は発信者を一定の関係がある職員として理解し、その記述が不正確であることに十分留意すること。

5 公式アカウントの成りすまし等の防止

公式アカウントによる情報発信が、二戸市公式のものであることを明らかにするために、次のとお

り対策を講じること。

- (1) 二戸市公式ホームページ内において、公式アカウント名、アカウントの運用目的、及び当該アカウントページのハイパーリンクを掲載するとともに、当該アカウントの運用組織として総合政策部情報管理室を明示する。
- (2) 公式アカウントの事由記述欄などには、当該アカウントの運用組織として情報管理室を明示し二戸市公式サイト上のURLを記載する。

6 公式アカウントの責任者

前述2の公式アカウントを運用するため、情報管理室長を運用責任者とし、運用責任者は運用担当者を選任する。

- (1) 運用担当者は、記事の作成、投稿を行う。
- (2) 運用担当者は、運用責任者から記事内容の確認を受けて、記事の投稿を行うとともに、投稿に対するコメントへの返信を行う。
- (3) 運用責任者は、公式アカウントの運用状況を管理する。

7 不正アクセス対策

公式アカウントのパスワードや認証のためのコードが不正に利用されないようにするため、「二戸市情報セキュリティポリシー（平成31年2月19日改定）に規定する「5.4 IDおよびパスワード等の管理」中、「(1) IDの取扱い」及び「(2) パスワードの取扱い」を適用するものとする。

8 公式アカウントによる投稿の内容

公式アカウントでは、次に掲げるものを投稿することができる。

- (1) 二戸市に関する公式発表
- (2) まちの話題、魅力の発信
- (3) 観光情報・イベント情報
- (4) 災害に関する情報
- (5) 行政情報
- (6) その他運用責任者が必要と認める情報

9 公式アカウントの記事に対する投稿

公式アカウントの記事に対するコメントへの返信は、運用目的に応じて行うものとする。

なお、下記事項が含まれると思われるコメントがあった場合は、管理者の権限において、コメントを削除することができる。

- (1) 本人の同意なく個人情報を掲載するなどプライバシーを害するもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 他者を侮辱又は非難するもの
- (4) 人種、信条、性別等について差別し、又は差別を助長させるもの

- (5) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- (6) 有害なプログラムを使用もしくは提供するもの。また、そのおそれのあるもの
- (7) 二戸市又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (8) 掲載記事と無関係のもの
- (9) 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- (10) その他公序良俗に反するもの及び二戸市が不適切と判断したもの
- (1) ～ (10) の内容を含むページへのリンク

10 公式アカウントによるフォロー及び共有

公式アカウントでは、第三者のアカウントをフォローする際や、他者の投稿を自らのフォロワーに伝える共有を行う際には、フォローを行った者や共有を行った投稿の内容を、当市が信頼性のあるものとして認めるものと受け取られることも考えた上で、慎重に行うこと。

11 免責事項

- (1) 二戸市は、利用者により投稿されたコンテンツやコメントについて、一切の責任を負わない。
- (2) 二戸市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 二戸市は、利用者が当アカウントにアクセスしたために被った損害について、一切の責任を負わない。

12 その他

その他、この運用マニュアルの実施について必要な事項は、別記のとおりとする。

附則

この運用手順は、令和元年7月1日から施行する。